

## 品川区道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

令和7年4月1日改正  
(平成28年要綱第84号)

品川区道路占用料等徴収条例（以下「条例」という）第3条の規定による減免措置は、次の基準によるものとする。

### 第1 条例第3条第1号から第8号までに掲げる物件に対する措置

#### 1 占用料の額の全部を免除することができるもの

##### (1) 条例第3条第1号から第3号および第5号から第8号までに掲げる物件

ただし、同条第3号に規定する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者等がその鉄道事業等で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道施設」という）を除く。

##### (2) 条例第3条第3号に規定する鉄道施設のうち次に該当するもの

ア 道路が鉄道施設の敷地を無償で使用する場合の当該使用する鉄道敷にある鉄道施設およびこれに相当する道路敷にある鉄道施設（地下鉄施設は除く。）

イ 地下鉄施設のうち路上施設を除く当該地下鉄施設

#### 2 占用料の2/3を免除することができるもの

##### (1) 条例第3条第4号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）

第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場（以下「都市計画駐車場」という。）

### 第2 条例第3条第9号に掲げる物件に対する措置

#### 1 占用料の額の全部を免除することができるもの

##### (1) 街灯（アーチ式のものを除く。）および街灯への配線

##### (2) アーケード

##### (3) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路横断電線

##### (4) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

##### (5) 公共的団体が設置する有線放送施設および水道管、下水道管その他の管路

##### (6) 塩、郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、一店舗に各1個に限る。）

##### (7) 無料で公衆に開放している公園、広場および運動場

##### (8) かんがい排水施設その他の農業用地の保全または利用上必要な施設

##### (9) カーブミラー、くずかご、灰皿、花だん等で営利の目的がなく、交通安全および道路の美化ならびに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの

- (10) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるものおよび非常用階段その他の避難用施設
- (11) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りではない。
- (12) 道路が、河川、港湾、海岸および公園の区域内に重複し、その管理者が占用料または使用料を徴収している場合における当該道路区域内の占用物件（道路本体に添加したものを除く。）
- (13) 電気事業者および認定電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断電線
- (14) アーチ式工作物のうち商店会等が地元商工業の振興のため設置するアーチ型装飾燈（区が設置費の補助等を行うものに限る）
- (15) 無電柱化推進計画に基づく電線共同溝整備道路区域内に設ける柱状型機器に係る支持柱
- (16) 区が防犯対策を進める必要があると選定した地区で、商店街・町内会等が区の補助金等を受けて設置する防犯カメラ（設置のための柱類、電線等を含む）
- (17) 装飾燈、公共歩廊（アーケード）に添加する広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取組みに要する費用に充当することを目的とするもの
- (18) 地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から、地域住民・団体等が一体となって取り組むもので、区が参画・支援する路上イベントによるもの
- (19) 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第19条第5号に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者または滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの
  - ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
  - イ 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - ウ 看板、標識、旗ざお、幕およびアーチ

## 2 占用料の1/2を免除することができるもの

- (1) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路縦断電線
- (2) 駐車場（都市計画駐車場を除く。）
- (3) 露店および移動販売施設（靴みがき、靴修理所含む。）
- (4) バス停留所標識、タクシー乗場標識およびバス待合所（上屋を含む）

- (5) 区が出資する、法人の設置する電柱・電線等
- (6) 認定電気通信事業者が設ける工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局

3 占用料の5/6を免除することができるもの

- (1) 宝くじ売場（ただし、年間占用日数は60日以内とする。）

4 占用料の8/9を免除することができるもの

- (1) 既設の架空電線を撤去するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他類」）として占用料を徴収するものを除く。）およびこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）
- (2) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」）として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

5 占用料の1/5を免除することができるもの。

- (1) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他線類」）として占用料を徴収するものに限る。）

6 その他占用料の額の全部または一部を免除することができるものおよび減免額

- (1) 看板

別表1および別表2に定めた額を超える部分

### 看板に係る減免措置

別表1

(単位:円)

物 件		単 価 (1㎡につき)	減免後徴収単価 (1個につき)
電 柱 広 告	添 加	24,600	8,970
	巻 付	通称名表示あり	3,620
		通称名表示なし	4,030
消 火 栓 標 識 広 告		24,600	5,900
停 留 所 標 識 広 告		24,600	5,900
鉄 道 乗 車 位 置 広 告		24,600	3,440

別表2

(単位:円)

物 件	減免後の徴収単価 (1 m <sup>2</sup> につき)		
	表示面積が 2.0 m <sup>2</sup> 未満のもの	表示面積が 2.0 m <sup>2</sup> 以上 2.5 m <sup>2</sup> 未満のもの	表示面積が 2.5 m <sup>2</sup> 以上のもの
一 般 看 板	0	<u>8,200</u>	<u>16,400</u>
商店会等統一看板	0	<u>4,100</u>	<u>8,200</u>

(注) 表示面積は、品川区道路占用料等徴収条例備考四による。